

【共同申請】 申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類	確認事項	チェック欄	備考
1	第2号様式 「助成金交付申請書(共同申請用)」		<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日から令和8年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。 ・本助成金の交付申請を令和7年3月31日までにすること。 ・確認事項及び誓約事項(各1か所)を確認の上☑をいれること 	<input type="checkbox"/>	・集合住宅等で、複数戸に対象機器を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	対象機器使用者(個人)本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証 ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障がい者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障がい者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー個人番号カード <p>※有効期限内であること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)の写しが必要 ※マイナンバー個人番号カードの裏面は不要 ※健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること(付箋等で隠すまたは黒塗り) ※日本で発行されたものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること 	<input type="checkbox"/>	【使用者が 個人 の場合に提出が必要】
3	対象機器使用者(法人)実在証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること 	<input type="checkbox"/>	【使用者が 法人 の場合に提出が必要】
4	対象機器所有者(リース等の事業者等)実在証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること 	<input type="checkbox"/>	
5	設置予定機器の見積書(写し)	<p>会社の定める様式で作成すること</p> <p>ただし、会社の定める様式を使用できない場合は、以下の内容が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器の「パッケージ型番」が正確に記載されていること ⑤対象機器の金額(機器費のみ。工事費、消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること 	<input type="checkbox"/>	※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの
6	太陽光発電システムの出力を確認できる書類	<p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書(写し) 以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④設置予定の太陽光発電システムの「発電出力」が記載されていること ⑤対象機器の金額(機器費と工事費、消費税、諸経費は含まず。)が明確に記載されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの書類の写しであること ①再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書(設備認定通知書) ②買取期間満了通知書 ③電力会社の買取明細 ④接続契約のご案内 ※「発電出力(kw)」の記載があること 	<input type="checkbox"/>	【太陽光を 同時に新規で設置 する場合提出が必要】
		<p>既設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの書類の写しであること ①再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書(設備認定通知書) ②買取期間満了通知書 ③電力会社の買取明細 ④接続契約のご案内 ※「発電出力(kw)」の記載があること 	<input type="checkbox"/>	【太陽光が すでに設置済み の場合提出が必要】	
7	その他会社が審査に必要と認める書類			<input type="checkbox"/>	